

○埼玉県警察学校規程

昭和31年7月12日

警察本部訓令第6号

警 察 本 部

警 察 学 校

埼玉県警察学校規程を次のように定める。

埼玉県警察学校規程

目次

第1章 総則

第2章 入校、教授等

第3章 考査及び卒業

第4章 賞罰

第5章 校内生活

第6章 補則

一部改正〔昭和45年第26号、54年第12号〕

附 則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察教養規則（平成12年国家公安委員会規則第3号）、警察教養細則（平成13年警察庁訓令第4号。以下「細則」という。）、埼玉県警察教養規則（平成13年埼玉県公安委員会規則第13号）及び警察官の採用時教養の実施に関する訓令（平成4年埼玉県警察本部訓令第12号）に定めるもののほか、埼玉県警察学校（以下「警察学校」という。）における警察教養（以下「学校教養」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和45年第26号、54年第12号、平成4年第14号、6年第5号、12年第16号、13年第26号〕

(警察学校運営の目標)

第2条 警察学校の運営は、常に学校教養の水準の向上に努めるとともにその教養が実務と直結するように改善と工夫を凝らし、もつて公正明朗かつ能率的に職務を遂行できる警察職員

の養成を目標として行わなければならない。

一部改正〔昭和59年第7号、平成2年第4号、12年第16号〕

(学生の服務等)

第3条 学生の服務等は、警察学校長（以下「校長」という。）が定める。

一部改正〔昭和42年第28号、平成2年第4号〕

第2章 入校、教授等

(課程)

第4条 警察学校には、次の課程を置く。

- (1) 初任科
- (2) 初任補修科
- (3) 巡査部長任用科
- (4) 警部補任用科
- (5) 部門別任用科
- (6) 専科
- (7) 一般職員初任科
- (8) 一般職員主任任用科

一部改正〔昭和45年第26号、54年第12号〕、全部改正〔昭和59年第7号〕、一部改正〔昭和63年第3号・第20号、平成4年第14号、5年第13号、6年第5号、7年第2号、8年第9号、12年第16号、17年第18号〕

(入校)

第4条の2 警察学校には、次の各号の一に該当する者を入校させる。

- (1) 初任科にあつては、警察官の採用試験に合格して採用された者
- (2) 初任補修科にあつては、初任科の課程を修了し、職場実習を経た者
- (3) 巡査部長任用科、警部補任用科、部門別任用科、専科及び一般職員主任任用科にあつては、警察本部長（以下「本部長」という。）が命じた者
- (4) 一般職員初任科にあつては、一般職員の採用試験に合格して採用された者及び選考により採用された者

追加〔昭和59年第7号〕、一部改正〔昭和63年第3号・第20号、平成2年第4号、4年第14号、5年第13号、6年第5号、7年第2号、8年第9号、12年第16号、17年第18号〕

(宣誓)

第5条 警察学校に入校した者は、校長の面前において、修業に専念する旨の宣誓をしなければならない。

(修業期間)

第6条 第4条に定める課程の修業期間は、次のとおりとする。

- (1) 初任科 10か月。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学の卒業者（短期大学の卒業者を除く。）及び警察庁長官がこれと同等以上の学力があると認める者に対する課程（以下「短期課程」という。）については6か月とする。
- (2) 初任補修科 3か月。ただし、短期課程については2か月とする。
- (3) 巡査部長任用科 1週間以上
- (4) 警部補任用科 1週間以上
- (5) 部門別任用科 2週間以上
- (6) 専科 必要な期間
- (7) 一般職員初任科 4週間
- (8) 一般職員主任任用科 2週間

一部改正〔昭和45年第26号、54年第12号〕、全部改正〔昭和59年第7号〕、一部改正〔昭和63年第3号・第20号、平成4年第14号、5年第13号、6年第5号、7年第2号、8年第9号、12年第16号、17年第18号〕

(教養課程を修了できない者)

第7条 修業時間の3分の1以上休学した者及び学業試験に合格しない者は、所定の課程を修了したものとするとはできない。

- 2 所定の課程を修了しない者については、これを次の期生に編入し、又は退校を命ずることができる。

一部改正〔昭和45年第26号、54年第12号〕

(休学)

第8条 学生が疾病その他の事故によつて休学するときは、理由を具して校長に申し出で許可を受けなければならない。

- 2 校長は、初任科生以外の学生に対し休学を許可したときは、その者の所属の長に通知しなければならない。

一部改正〔昭和42年第28号、45年第26号、54年第12号、50年第7号、平成4年第14号、7年第2号、8年第9号、12年第16号〕

(退校)

第9条 校長は、病気その他の理由により学生から退校の申出を受けたときは、本部長の承認を得て当該学生を退校させることができる。

一部改正〔昭和42年第28号〕、全部改正〔昭和54年第12号〕、一部改正〔平成2年第4号〕

(職員会議)

第10条 校長は、原則として毎月1回以上職員会議を開き、教養の具体的実施方法等について検討又は協議を行いその方針を決定するなど教養の刷新改善を図らなければならない。

2 前項の会議の状況は、職員会議録に記載しておかななければならない。

一部改正〔昭和45年第26号、54年第12号、平成2年第4号、12年第16号〕

(教授細目及び教授時間割)

第11条 校長は、第4条に定める課程別の教授細目及び教授時間割を定めなければならない。

一部改正〔昭和54年第12号、59年第7号〕

(実務研修)

第11条の2 校長は、警察活動の実際を研修させるため、別に定めるところにより、初任科生を警察署等に派遣し、実務研修を実施しなければならない。

追加〔昭和59年第7号〕、一部改正〔平成2年第4号、8年第9号〕

(部外講師)

第11条の3 警察学校に、部外講師を置くことができる。

2 部外講師には、部外の学識経験豊富な者を充てる。

3 部外講師は、校長の推薦に基づき、本部長が囑託するものとする。

4 囑託は、囑託書(様式第1号)を本人に交付して行うものとする。

5 部外講師の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

6 校長は、部外講師として適さない理由があると認めるときは、速やかに本部長へ報告しなければならない。この場合において、本部長は、前項に規定する任期にかかわらず、部外講師を解任することができる。

追加〔昭和60年第17号〕、一部改正〔昭和62年第16号〕

(伝承講師)

第11条の4 警察学校に、伝承講師を置くことができる。

- 2 伝承講師には、警察を退職した者で、警察の各部門において、特定の職務を通じて培った豊かな経験に基づく専門的知識、技術を有する者を充てる。
- 3 伝承講師は、校長と主管部長との協議を経て、校長の推薦に基づき、本部長が嘱託するものとする。
- 4 伝承講師の嘱託及び任期等については、前条第4項から第6項までの規定を準用する。この場合において、「部外講師」とあるのは「伝承講師」と読み替えるものとする。

追加〔昭和62年第16号〕

(学籍簿)

第12条 校長は、次により学生の学籍簿を備えておかなければならない。

- (1) 初任科生 学籍簿 (様式第2号)
- (2) 初任補修科生及び一般職員主任任用科生 学籍簿 (様式第3号)
- (3) 一般職員初任科生 学籍簿 (様式第4号)

2 校長は、前項の学籍簿に所定の事項を記入し整理しておかなければならない。

一部改正〔昭和45年第26号、54年第12号、59年第7号、60年第17号、63年第3号・第20号、平成4年第14号、5年第13号、6年第5号、7年第2号、8年第9号、12年第16号、17年第18号、21年第15号〕

(身体検査)

第13条 校長は、初任科生及び一般職員初任科生の入校の際その他必要と認めるときは学生の身体検査を行い、その結果を埼玉県警察職員の健康管理に関する訓令(昭和53年埼玉県警察本部訓令第14号)に定める健康管理カードに記入しておかなければならない。

一部改正〔昭和42年第28号、54年第12号、55年第9号〕、全部改正〔昭和59年第7号〕、一部改正〔平成4年第14号、7年第2号、8年第9号〕

第3章 考査及び卒業

一部改正〔昭和45年第26号、54年第12号〕

(学業試験の実施)

第14条 校長は、学生の修業成果を測定するため学業試験を実施するものとする。ただし、特別の事情がある場合には、これを行わないことができる。

2 学業試験は、初任科にあつては修業期間の前半期及び後半期の各期末に、その他の課程に

あつてはその修業期間末において行うものとする。

一部改正〔昭和42年第28号、45年第26号、54年第12号〕、全部改正〔昭和59年第7号〕

(操行評定)

第15条 校長は、学生の学習態度及び寮生活等の操行について評定するものとする。

一部改正〔昭和45年第26号〕、全部改正〔昭和54年第12号〕、一部改正〔平成12年第16号〕

(合格及び表彰)

第16条 合格は、学業試験 1科目につき100点をもつて満点とし、各科目とも40点以上で、かつ、平均点が60点以上を取得した者について操行評点を勘案のうえ決定するものとする。

2 初任科生、初任補修科生及び一般職員初任科生のうち、操行が優秀で、学業試験の成績が各科目とも60点以上であつて、原則として、上位10パーセント（1人未満の端数については、1人に切り上げる。）以内のものを優等とする。

3 巡査部長任用科生、警部補任用科生及び部門別任用科生のうち、学業成績が原則として上位5パーセント（1人未満の端数については、1人に切り上げる。）以内のものを優等とする。ただし、学習態度、入校生活等について問題が認められる場合は、この限りでない。

一部改正〔昭和45年第26号〕、全部改正〔昭和54年第12号〕、一部改正〔平成12年第16号、13年第5号、14年第24号、17年第18号、21年第15号〕

(証書等の授与)

第17条 校長は、第4条に定める課程を修了した学生に対して、次の区分により証書等を授与する。

(1) 初任科生、初任補修科生及び一般職員初任科生 卒業証書（様式第5号）

(2) 巡査部長任用科生、警部補任用科生、部門別任用科生、専科生及び一般職員主任任用科生 修了証書（様式第6号）

(3) 初任科生、初任補修科生、一般職員初任科生、巡査部長任用科生、警部補任用科生及び部門別任用科生のうち優等であつた者 優等賞（様式第7号）

(4) 初任科及び一般職員初任科の課程を皆勤した者 皆勤賞（様式第8号）

一部改正〔昭和42年第28号、45年第26号、54年第12号〕、全部改正〔昭和59年第7号〕、一部改正〔昭和60年第17号、63年第3号・第20号、平成2年第4号、4年第14号、5年第13号、6年第5号、7年第2号、8年第9号、12年第16号、13年第5号、17年第18号、21年第15号〕

(成績の報告及び通知)

第18条 校長は、第4条に定める課程が修了したときは、学生の在学中における学業成績、勤怠、賞罰等の修業成績を本部長に報告するとともに、初任科生及び一般職員初任科生にあつてはその者の配置（配置換を含む。）された所属の長に、その他の学生にあつてはその者の所属の長に通知しなければならない。

一部改正〔昭和42年第28号、45年第26号、54年第12号〕、全部改正〔昭和59年第7号〕、一部改正〔平成4年第14号、7年第2号、8年第9号、12年第16号〕

第4章 賞罰

（褒賞）

第19条 校長は、教訓を実践し他の模範となる学生を褒賞することができる。

2 前項の褒賞に関し必要な事項は、校長が、別に定める。

一部改正〔昭和42年第28号、45年第26号、平成2年第4号〕

（処分の基準及び方法）

第20条 細則第31条第2項各号の処分は、それぞれ次の当該各号に定める基準によつて行うものとする。

（1）退校

規律を乱し情状がはなはだしく重い場合

（2）謹慎

規律を乱し情状が比較的によく他に悪い影響を及ぼすおそれのある場合

（3）訓戒

規律を乱し情状は比較的によく他に悪い影響を及ぼすおそれのある場合

2 謹慎の処分は、外出を禁止するなど職員の監督の下におくものとし、その期間は、校長が定める。

3 訓戒の処分は、学生の非違を諭し将来を戒めて、再び過ちを犯さない旨の誓約書を提出させるものとする。

一部改正〔昭和45年第26号、54年第12号、平成2年第4号、12年第16号、13年第5号〕

（処分の手続）

第21条 校長は、前条第1項各号の処分をするときは、職員会議に諮りその意見を徴して行うものとする。

2 前条第1項第1号の処分をする場合はあらかじめ本部長の承認を得なければならない。

3 第1項の場合必要があるときは、職員会議に本人又は学生の代表者を出席させ意見を述べさせることができる。

一部改正〔昭和42年第28号、45年第26号、54年第12号、平成2年第4号〕

第5章 校内生活

(入寮の原則)

第22条 学生は、学生寮に入寮するものとする。ただし、初任科生及び初任補修科生以外の学生は、校長が必要と認めたときは通学させることができる。

2 学生寮に関し必要な事項は、校長が別に定める。

一部改正〔昭和42年第28号、45年第26号、54年第12号〕、全部改正〔昭和59年第7号〕一部改正〔平成17年第18号〕

(心構え)

第23条 学生は、自主自律を信条とし、至誠をもって上下同僚に交わり共同生活の秩序の保持と自治の良習の伸張に努めなければならない。

一部改正〔昭和42年第28号〕

(役員及び室長の任命)

第24条 第4条に定める各課程の期ごとに次の役員を置き、それぞれの学生の中から校長が任命する。ただし、校長は、必要により役員を増減することができる。

(1) 総代 1人

(2) 副総代 1人

2 学生寮の各室に室長を置く。この場合において、初任科、初任補修科及び一般職員初任科の室長については、校長が任命するものとする。

全部改正〔昭和45年第26号〕、一部改正〔昭和54年第12号、59年第7号、平成2年第4号、4年第14号、6年第5号、12年第16号、17年第18号〕

(役員及び室長の任期)

第25条 役員の任期は、第4条に定める各課程の在学期間とする。

2 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

追加〔昭和45年第26号〕、一部改正〔昭和54年第12号、59年第7号〕、全部改正〔平成4年第14号〕、一部改正〔平成12年第16号〕

(役員及び室長の罷免)

第26条 校長は、次の各号の一に該当する場合には、役員を罷免することができる。

- (1) 心身の故障のため任務の遂行ができないと認められる場合
- (2) 学生としての義務に違反し、又は学業を怠った場合
- (3) 役員としてふさわしくない行為があつた場合
- (4) 勤務及び学業成績がよくない場合

追加〔昭和45年第26号〕、一部改正〔昭和54年第12号、平成2年第4号、12年第16号〕

(役員の仕事)

第27条 総代は、学生の模範となり、その代表として教官と学生との連絡に当たり、かつ、学生間の融和協調に努めなければならない。

2 副総代は、総代を補佐し、総代に事故があるときはこれを代理する。

3 室長は、その室における学生の模範となり、寮内の親和を図り、その室を代表して総代と学生との連絡に当たるものとする。

一部改正〔昭和42年第28号、45年第26号、59年第7号、平成2年第4号〕

(研修)

第28条 校長は、教養の目的を達成するため、学生に各種の研修を命ずることができる。

全部改正〔昭和41年第13号〕、一部改正〔昭和42年第28号、45年第26号、54年第12号、平成12年第16号、13年第5号〕

第6章 補則

全部改正〔昭和59年第7号〕

(校旗)

第29条 警察学校に埼玉県警察学校旗を置く。

2 埼玉県警察学校旗の制式は、別表のとおりとする。

一部改正〔昭和41年第13号、45年第26号〕、全部改正〔昭和59年第7号〕

(委任規定)

第30条 この規程に定めるもののほか、警察学校における教養の実施に関し必要な事項は、校長が定めることができる。

追加〔昭和59年第7号〕、一部改正〔平成12年第16号〕

附 則

この訓令は、昭和31年7月1日から施行する。

附 則（昭和35年8月25日警察本部訓令第15号）

この訓令は、昭和35年9月1日から施行する。

附 則（昭和41年10月18日警察本部訓令第13号）

この訓令は、昭和41年11月1日から施行する。

附 則（昭和42年12月20日警察本部訓令第28号）

この訓令は、昭和42年12月20日から施行する。

附 則（昭和45年8月6日警察本部訓令第26号）

この訓令は、昭和45年8月15日から施行する。

附 則（昭和54年6月1日警察本部訓令第12号）

この訓令は、昭和54年6月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月29日警察本部訓令第9号）

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月28日警察本部訓令第7号）

1 この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

2 この訓令施行の際、昭和57年10月1日から昭和58年10月1日までに採用した巡査については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和60年9月26日警察本部訓令第17号）

この訓令は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則（昭和62年10月5日警察本部訓令第16号）

この訓令は、昭和62年11月1日から施行する。

附 則（昭和63年2月1日警察本部訓令第3号）

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年11月14日警察本部訓令第20号）

この訓令は、昭和64年4月1日から施行する。

〔編集部注 元号法（昭和54年法律第43号）により平成と改元されたので、平成元年4月1日から施行〕

附 則（平成2年3月6日警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月23日警察本部訓令第14号）

1 この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

2 この訓令施行の際、平成3年10月1日までに採用した巡査については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成4年8月31日警察本部訓令第28号）

この訓令は、平成4年9月1日から施行する。

附 則（平成5年3月19日警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年12月20日警察本部訓令第34号）

この訓令は、平成6年1月1日から施行する。

附 則（平成6年3月4日警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年2月22日警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月27日警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年8月23日警察本部訓令第16号）

この訓令は、平成8年9月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日警察本部訓令第16号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月27日警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年9月14日警察本部訓令第26号）

この訓令は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成14年6月12日警察本部訓令第24号）

この訓令は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成17年3月30日警察本部訓令第18号）

1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

2 この訓令による改正後の警察官の採用時教養の実施に関する訓令及び埼玉県警察学校規程は、この訓令の施行日以降に採用された警察官について適用し、施行日前に採用された警察官に係る採用時教養については、なお従前の例による。

附 則（平成21年9月18日警察本部訓令第15号）

1 この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に入校している者については、改正後の埼玉県警察学校規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年5月9日警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成25年5月9日から施行する。

【 様式別表省略 】